

研究と個人情報保護法制

平成29年1月25日
弁護士 日置 巴美

弁護士法人
内田・鮫島法律事務所

UCHIDA & SAMEJIMA LAW FIRM



はじめに



UCHIDA & SAMEJIMA LAW FIRM

行政



エネルギー



流通・小売



交通



医療



防災・減災



産・学・官におけるいずれの主体も、研究、ビジネス、行政サービス等、さまざまな目的でデータを取り扱っている。



“パーソナルデータ”を取り扱う場合、個人情報保護法制に対応しなければならない。

ご注意ください！



UCHIDA & SAMEJIMA LAW FIRM



- ☑ 個人情報保護法制や法律関係の方でなくともなじみやすいよう、法令の細則を捨象することがあります。
- ☑ データサイエンス分野を主として意識した構成としたため、個人情報保護法制を網羅した内容となっておりません。

1. データ取扱主体と適用法令

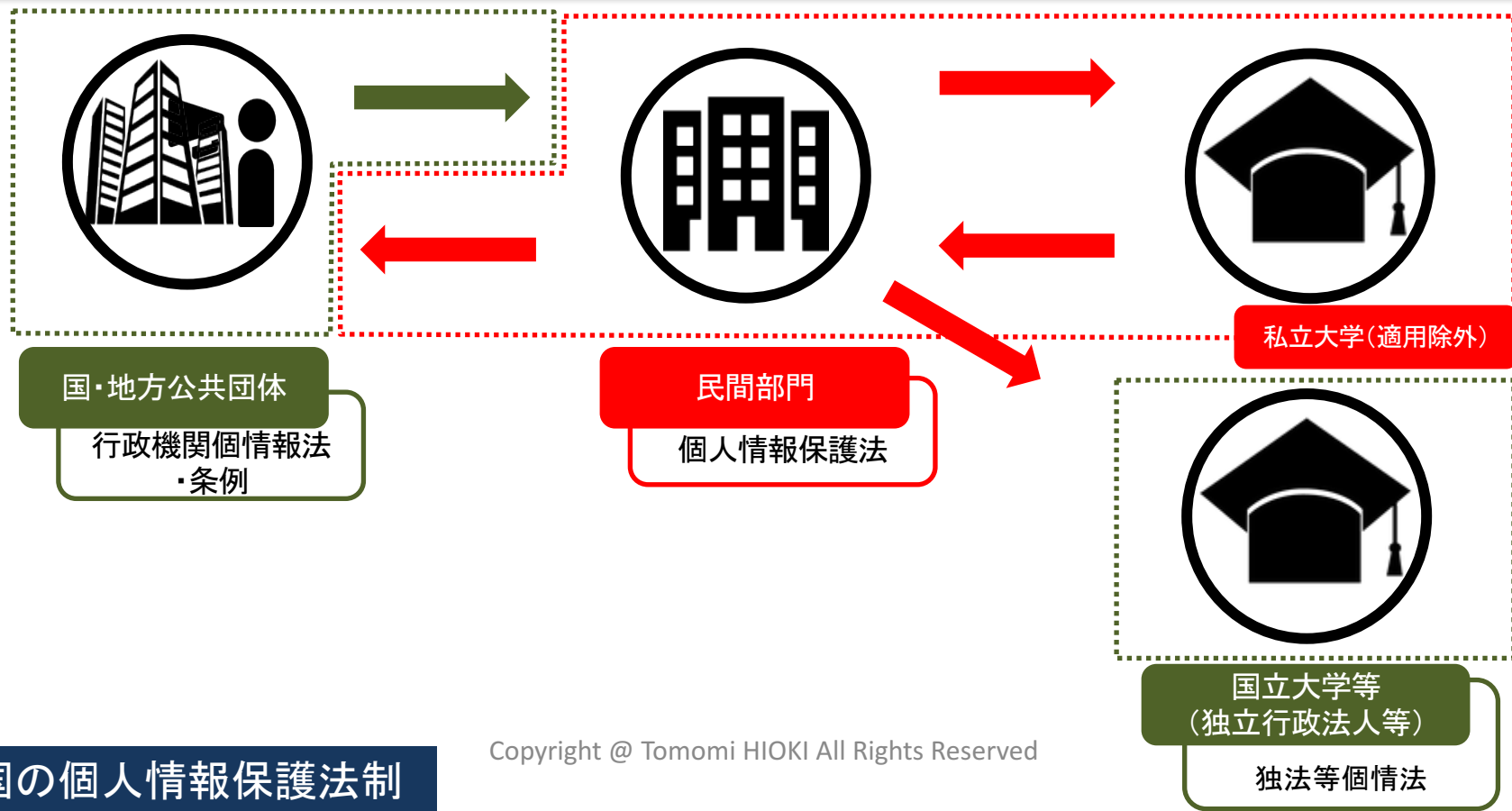
わが国の個人情報保護法制は、個人情報の取扱いについて、主体ごとに適用される法律が異なる。

○民間部門→個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

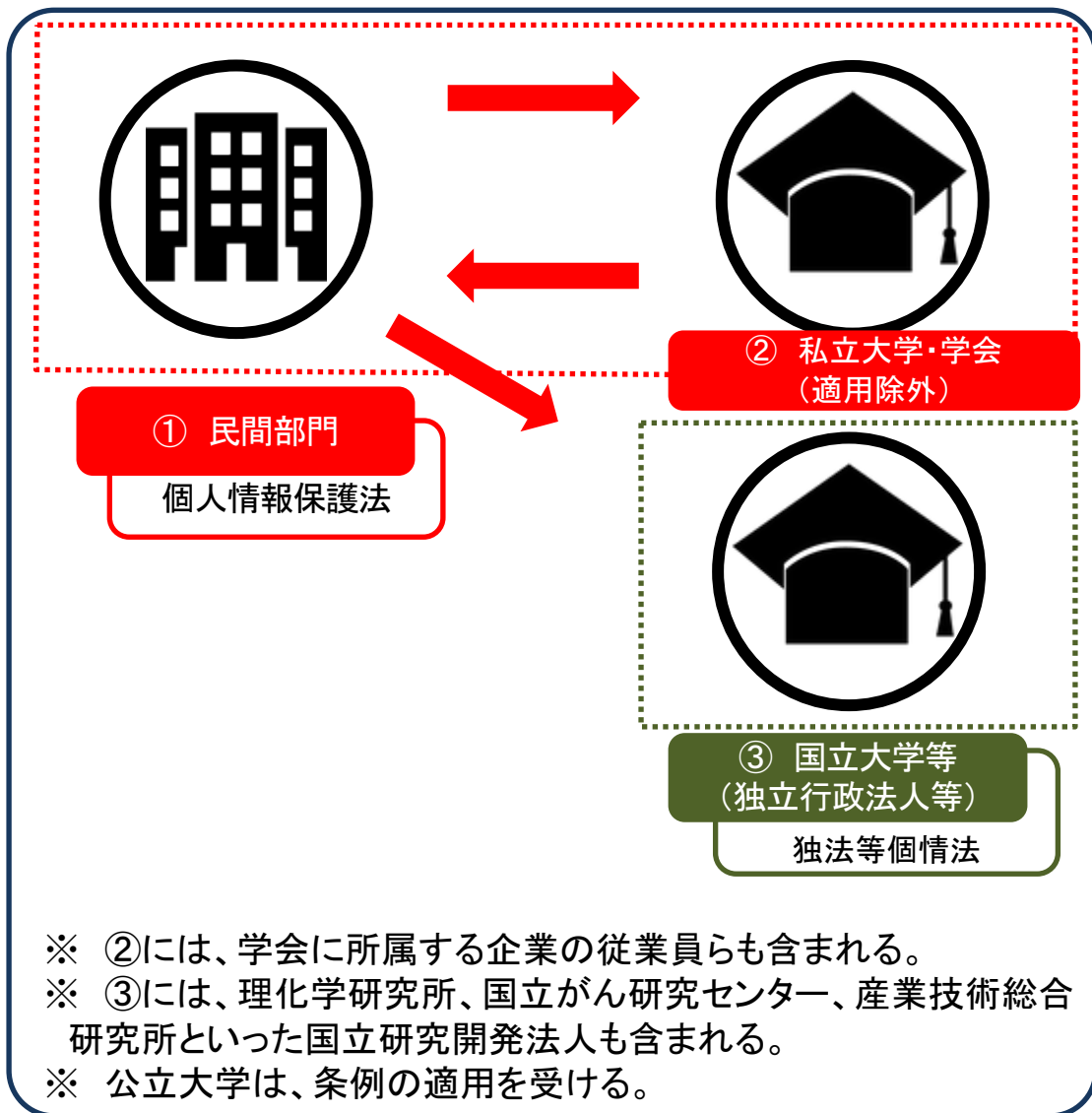
○公的部門→国：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報法）

独立行政法人等：独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（独法等個人情報法）

地方公共団体：条例（個人情報保護条例）



1-1. 産学連携の研究と適用法令



産学連携の研究を行う場合...

- ①企業と②私立大学によるもの
☒ 個人情報の取扱いに対して、個人情報保護法が適用される。
☒ 私立大学の学術研究目的での個人情報の取扱いは、法の適用から除外
 - ①企業と②国立大学によるもの
☒ 企業は個人情報保護法が、国立大学は独法等個人情報法が適用される。
☒ 独法等個人情報法に適用除外の規定はない。
- ➡ 一つの目的のために、一体として個人情報を取り扱うとしても、適用法が異なるため、適正な取扱いに齟齬が生じるおそれがある。

1-2. 個人情報保護法の適用除外

個人情報保護法、行政機関個人情報法、独立行政法人等個人情報法は、それぞれ改正されており、平成29年5月30日に全面施行となる。

この改正に伴い、これまで法令の運用上あいまいとされてきた部分について、ガイドライン等によって明確化されるところがある。すでに、政令・規則またはそのパブリックコメントの結果、ガイドライン等によって明らかとされたところについても、さらなる説明が待たれる部分が残る。

適用除外

「私立大学、研究所、1つの主体とみなすことができる共同研究、学会（学会に所属する医師等も含みます。）等が行う学術研究のように供する目的で個人情報をお取り扱いする場合には、同法第4章の規定は適用されません。」（個人情報保護法ガイドラインのパブリックコメント結果より）

適用除外と国立大学

「なお、行政機関、独立行政法人、地方公共団体等（国立大学や公立大学も含みます。）における個人情報の取扱いについては、各々に適用される法律又は条令に従う必要があります。」（個人情報保護法ガイドラインのパブリックコメント結果より）

2. 保護対象である個人情報とは何か

生存する個人に関する情報であって、

(1) 氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含む）

<例> データベース化されていない書面・写真・音声等に記録されているもの

氏名

生年月日

住所



個人情報と紐づく情報



移動履歴



購買履歴

要配慮個人情報

匿名加工情報

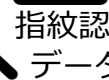
(2) (①又は②の) 個人識別符号が含まれるもの

① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号

<例>



顔認識データ



指紋認識データ

② 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

<例>



旅券番号



免許証番号

生存する個人に関する情報であって、

(1) 氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含む）

<例> データベース化されていない書面・写真・音声等に記録されているもの

氏名

生年月日

住所



個人情報と紐づく情報



移動履歴



購買履歴

要配慮個人情報

非識別加工情報

(2) (①又は②の) 個人識別符号が含まれるもの

3. データの取得・利用目的に関する規律

	取得	利用目的	目的変更・目的外利用
個人情報保護法	要配慮個人情報のみ本人同意が必要(§ 17 II)	できる限り利用目的を特定(§ 15 I) 利用目的の通知・公表(§ 18)	①変更前後の利用目的間に合理的関連性があれば変更可能(§ 15 II) ②利用目的を達成するのに必要な範囲を超える目的での利用に本人同意が必要(§ 16)
行政機関個人情報法	法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り保有可能(§ 3 I)	できる限り利用目的を特定し(§ 3 I)、達成に必要な範囲を超えた保有は不可(同条 II)	①変更前後の利用目的間に相当の合理的関連性があれば変更可能(§ 3 III) ②目的外利用・提供禁止(§ 8 I)本人同意、統計作成・学術研究目的等での提供が認められる(同条 II)
独法等個人情報法	法令の定める業務を遂行するために必要な場合に限り保有可能(§ 3 I)	できる限り利用目的を特定し(§ 3 I)、達成に必要な範囲を超えた保有は不可(同条 II)	①変更前後の利用目的間に相当の合理的関連性があれば変更可能(§ 3 III) ②目的外利用・提供禁止(§ 8 I)本人同意、統計作成・学術研究目的等での提供が認められる(同条 II)

4. 分析対象となり得るデータとその取扱い

個人情報



- 「3. データの取得・利用目的に関する規律」等の個人情報に関する規律に則れば、産・学・官のいずれの主体も個人情報を含むデータを利活用できる。“プロファイリング”も禁止されていない。

匿名加工情報



- 個人情報保護法の適用を受ける主体が作成。個人情報を加工して、①特定の個人を識別することができず、②作成の元となる個人情報を復元することができないようにしたもの。
※個人情報に比べて緩やかな規律に従った取扱いが認められている(同法4章2節)。
- “プロファイリング”も禁止されていない。ただし、作成の元となる個人情報の本人を識別するための行為は禁止されている。

行政機関、国立大学等が、民間部門から匿名加工情報を取得し、利用することについて、行政機関個人情報法・独法等個人情報法は規定していない。

4. 分析対象となり得るデータとその取扱い

非識別加工情報



- 行政機関個人情報法・独法等個人情報法において、行政機関、国立大学等が作成主体となる「非識別加工情報」の制度が新設された。

※ 制度概要は、次のスライド参照

民間部門の主体が非識別加工情報を取得して利用する場合、匿名加工情報の規定に従う。

行政機関、国立大学等は、他の行政機関、国立大学等が作成する非識別加工情報を取得することは予定されていない。

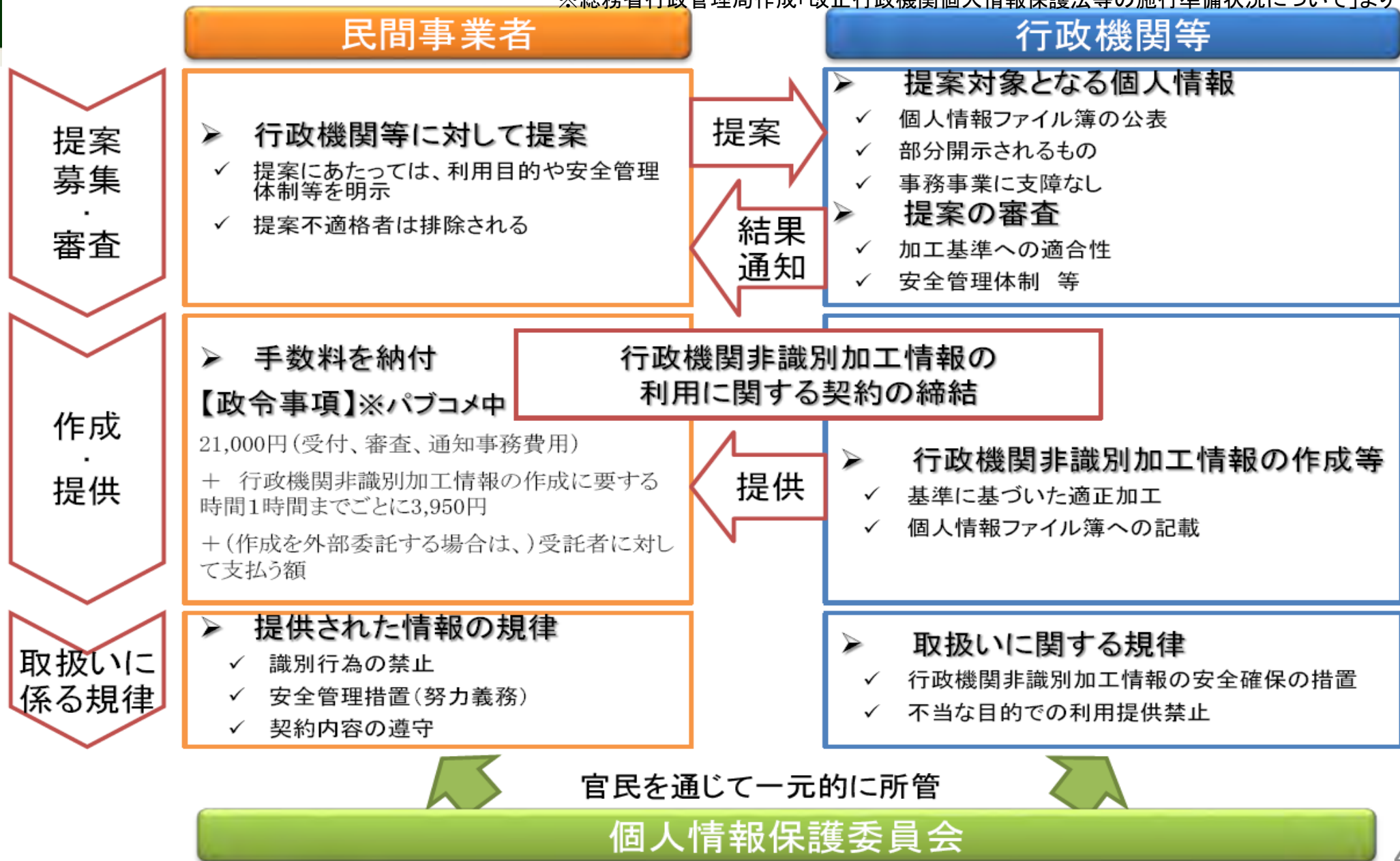
統計等



- 個人情報保護法制において、統計は、「個人に関する情報」ではないため、法制の保護対象外であるとされている。

3. 行政機関非識別加工情報

※総務省行政管理局作成「改正行政機関個人情報保護法等の施行準備状況について」より



おわりに



UCHIDA & SAMEJIMA LAW FIRM

適用 関係

- 国立大学・私立大学・公立大学では、それぞれ適用される法令が異なる。
- 個人情報保護法制は、民間・公的分野ごとに定められるセグメント方式を採用。適用法の異なる者の間での共同研究においては、適用法及び求められる適正な取扱いに注意しながら研究をしなければならない。

利活用 する データ

- 個人情報に該当するのか、法制の対象外の情報なのか等、利活用に際して、都度判断しなければならない。
- 国立大学は、匿名加工情報を取得することが法律上制限されていないが、取得に際して個人情報該当性を判断し、「照合性」がある場合は、個人情報として取り扱う必要がある。
- 非識別加工情報は、民間部門においてのみ取り扱うことが予定されている。国立大学間でデータをやり取りする場合は、個人情報の規定に則ることとなる。

個人情報保護法の改正法附則では、①3年毎に個人情報保護法の施行状況を検討し、所要の措置を講ずること、②個人情報保護法制について一体的に規定することを含め検討することとされている。

ご清聴、ありがとうございました。

<http://www.uslf.jp/>
info@uslf.jp